佐賀県みつばち転飼条例 \mathcal{O} __ 部を改正する条例をここに公布する。

平成二十四年十二月二十日

佐賀県知事 古 川 康

◎佐賀県条例第五十七号

佐賀県み つばち転飼条例 \mathcal{O} __ 部 を改正する条例

うに改正する。 佐賀県みつばち転飼条例 韶 和三十一年佐賀県条例第九号) \mathcal{O} 一部を次のよ

題名を次のように改める。

佐賀県蜜蜂転飼条例

第 一条中 「みつばち」 を 「蜜蜂」 に、 「みつ源」 を 「蜜源」 に、 「養ほう事業」

を「養蜂事業」に改める。

ばち」を「蜜蜂」に改める。 第二条中 「はちみつ、 もし はみつろう」 を 「蜂蜜又は蜜ろう」 に、 「みつ

「養蜂業者」 条第三項中 条第二項中 「蜜蜂転飼許可申請書」に改め、 第三条第一項中 「ほう群数」 「みつばち転飼許可申請書」を「蜜蜂転飼許可申請書」 に改める。 「みつ源」 を「蜂群数」に改め、 を 「蜜源」に、 同項各号中 「ほう場」を「蜂場」 「 み 同条第五項中 つばち転飼許可 「養ほう業者」 に改め、 申請書」 に改め、 同 を を 同

許可申請書」 第四条第 項中 を「蜜蜂転飼変更許可申請書」 「養ほう振興法」 を 「養蜂振興法」に、 に改める。 「みつばち 転 餇 変更

者」を 群数並びに」 第五条中 「養蜂業者」に、 「または」を に改める。 「および」 「又は」 に、 を「及び」 「見易い」 に、 を 「ほう群数ならびに」 「見やすい」 に、 「養ほ を う業 蜂

を 既 第六条第 に納 付 -- 項中 した」 「一ほう群」 に、 「如何なる」を を _ 蜂群」 「いかなる」 に改め、 に改める。 同条第二項 中 前 項 \mathcal{O}

二項中 第七条 「ま の前 たは」を の見出 し及び同条第一項中 「又は」に改める。 「および」を「及び」に改め、 同条第

条中 「呈示しなけ れば」を 「提示 しなければ」 に 改める。

別記様式第一号を次のように改める。

別記様式第四号を次のように改める。を「綦雜潾」に改める。

つばち転飼の許可済」

別記様式第三号中

「別記様式第三号」の下に

「(第五条関係)」

を加え、

「佐賀県第

や「蜜蜂転飼の許可済」

「佐賀県指令

徭

「養ほう業者」

を

「養蜂業者」

「ほう群数」

別記様式第1号(第3条関係)

蜜蜂転飼許可申請書

年 月 日

佐賀県知事

ば」に、

「ほう群数」

を「蜂群数」に、

河

独

#

を

| 佐賀県知事

に改め、

用紙は、

横7.7センチメ

を削

縦18.2 センチメ

許可証」

「蜜蜂転飼許可証」

に、

「または」

を

「又は」

「および」

を「及

に、

別記様式第二号中

「別記様式第

を

「別記様式第2

徭

 ω

条関係)」

を

「佐賀県指令

徭

に、

「みつばち転飼

様

現 住 所

氏名又は名称及

び代表者氏名

A

電話番号

次のとおり転飼したいので、佐賀県蜜蜂転飼条例第3条第1項の規定により申請します。

転飼しようと する場所	左の土地所有者 住所氏名	蜂群数	転飼	期間	飼養管理者 住所氏名
			月	目から	
			月	日まで	
			月	日から	
			月	日まで	

備考 転飼しようとする場所は、字及び地番まで記入すること。

2

この条例は、平成二十五年一月一日から施行する。附 則

別記様式第4号(第8条関係)

第 号

蜜蜂転飼検査員証

職氏名

生年月日

上記の者は、佐賀県蜜蜂転飼条例第7条に規定する検査員であることを証明する。

年 月 日

佐賀県知事 印

備考 用紙の大きさは、縦10.5センチメートル、横8センチメートルとする。

佐賀県みつばち転飼条例の一部を改正する条例に係る新旧対照表

携帯しなければならない。	帯しなければならない。
を受けて転飼するときは、前項の許可証を	受けて転飼するときは、前項の許可証を携
5 養ほう業者は、第一項の規定による許可	5 養蜂業者は、第一項の規定による許可を
ることができる。	ことができる。
ほう群数その他の事項について条件を付す	蜂群数その他の事項について条件を付する
3 知事は、第一項の許可に、転飼の場所、	3 知事は、第一項の許可に、転飼の場所、
一•二略	一・二略
書の提出期間は、次のとおりとする。	提出期間は、次のとおりとする。
2 前項の規定によるみつばち転飼許可申請	2 前項の規定による蜜蜂転飼許可申請書の
二 ほう場付近見取図	二 蜂場付近見取図
足る書面	る書面
がほう場として貸与したことを証するに	が蜂場として貸与したことを証するに足
一 転飼しようとする場所の土地の管理者	一 転飼しようとする場所の土地の管理者
の許可を受けなければならない。	を受けなければならない。
に掲げる書類を添えて、知事に提出し、そ	る書類を添えて、知事に提出し、その許可
許可申請書(別記様式第一号)に次の各号	請書(別記様式第一号)に次の各号に掲げ
しようとするみつ源ごとに、みつばち転飼	しようとする蜜源ごとに、蜜蜂転飼許可申
第三条 転飼をしようとする者は、毎年転飼	第三条 転飼をしようとする者は、毎年転飼
(許可)	(許可)
を移動して飼育することをいう。	することをいう。
もしくはみつろうの採取のため、みつばち	蜜ろうの採取のため、蜜蜂を移動して飼育
第二条 この条例で「転飼」とは、はちみつ、	第二条 この条例で「転飼」とは、蜂蜜又は
(用語)	(用語)
ることを目的とする。	目的とする。
化を図り、養ほう事業の健全な発達に資す	り、養蜂事業の健全な発達に資することを
することにより、みつ源の分配調整の適正	ことにより、蜜源の分配調整の適正化を図
第一条 この条例は、みつばちの転飼を規制	第一条 この条例は、蜜蜂の転飼を規制する
(目的)	(目的)
佐賀県みつばち転飼条例	佐賀県蜜蜂転飼条例
改正前	改正後

第四条 を記載 十号。 飼許可証とともに知事に提出し 事項を変更しようとするときは、その理由 又は前条第一項の許可を受けた者が、 (変更許可) 以下 養蜂振興法 した蜜蜂転飼変更許可申請書を、 改 法 とい (昭和三十年法律第百八 正 、 う。) 第四条第一項 後 て許可を受 許可 第四条 八十号。 可事項を変更しようとするときは、 項又は前条第一項の許可を受けた者が、 (変更許可) 転飼許可証とともに知事に提出し 養ほう 以下 改 振興法 法 正 という。) 前

2

けなければならない

(許可の掲示)

第五条 を記載した別記様式第三号の立札を掲示し 及び代表者氏名、 許可を受けた者は、 なければならない。 許可番号、 法第四条第一 養蜂業者の氏名又は名称 蜂群数並びに転飼の期間 転飼場所の見やす 項又はこの条例による が箇

(手数料)

第六条 蜂群につき百円 る者は一場所につき千四百円を限度とし一 円を限度とし一蜂群に 受けようとする者は一場所につき二千三百 請の際県に納入しなければならない。 この条例による許可を受けようとす 法第四条第一項の規定による許可を の手数料を、 つき百五十円の手数 当該許可 \mathcal{O} 申

2 つても還付しない。 既に納付した手数料 は 11 かなる理由があ

(検査及び検査員)

第七条 ことができる。 検査員をして転飼場所に立ち入り、 の有無及び許可証の記載事項を検査させる 知事は、 必要があると認めるときは、 許可証

2 前項の検査員は 知事が任命又は委嘱する。

> 可を受けなければならない 由を記載したみつばち転飼変更許可申請書 (昭和三十年法律第 第四条第一 その理 て許 百

2 略

(許可の掲示)

第五条 転飼の 名称および代表者氏名、 所に、 る許可を受けた者は、転飼場所の見易い箇 札を掲示しなければならない。 許可番号、 法第四条第一項またはこの条例によ 期間を記載した別記様式第三号の立 養ほう業者の氏名または ほう群数ならびに

(手数料)

第六条 2 数料を、 還付しない。 円を限度とし一ほう群につき百五十円の手 受けようとする者は一場所につき二千三百 の申請の際県に納入しなければならない。 する者は一場所につき千四百円を限度とし ほう群につき百円の手数料を、 前項の手数料は如何なる理由があつても 法第四条第一項の規定による許可を この条例による許可を受けようと 当該許可

(検査および検査員)

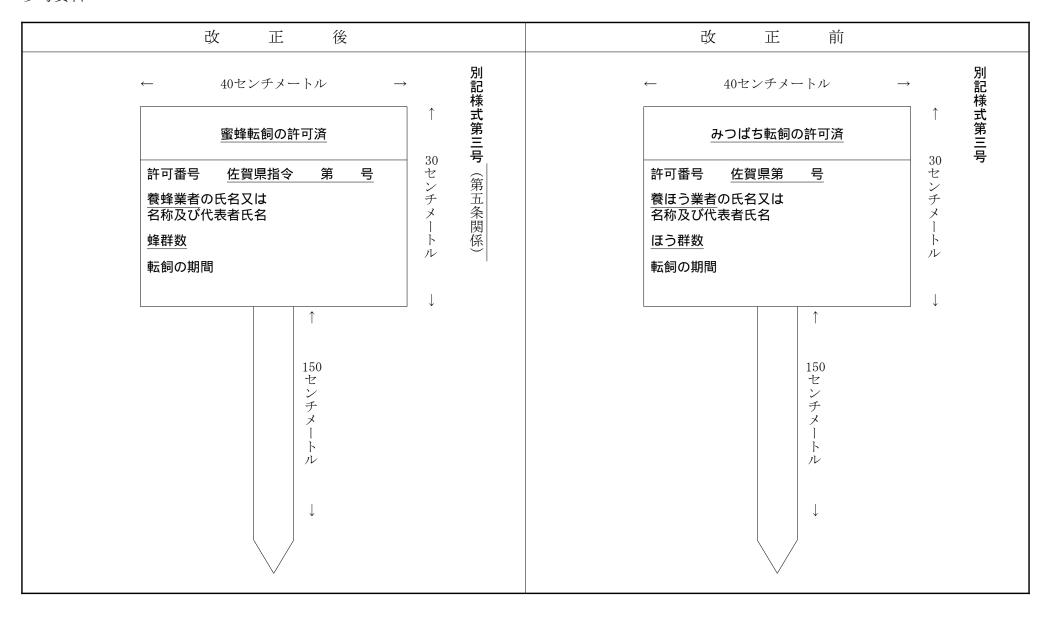
第七条 ることができる。 の有無および許可証の記載事項を検査させ 検査員をして転飼場所に立ち入り、許可証 知事は、 必要があると認めるときは、

2 前項の検査員は 知事が任命または委嘱す

を提示しなければならない。	携帯し、関係者の請求があつたときはこれ	その身分を示す証票(別記様式第四号)を	第八条 検査員は、立入検査を行うときは、		改正後
を呈示しなければならない。	携帯し、関係者の請求があつたときはこれ	その身分を示す証票(別記様式第四号)を	第八条 検査員は、立入検査を行うときは、	ે	改正前

 改 正 後	改正前
別記様式第1号(第3条関係)	別記様式第一号 (用紙は日本標準規格B5版)
蜜蜂転飼許可申請書	みつばち転飼許可申請書
<u>年 月 日</u>	<u>年 月 日</u>
佐賀県知事様	<u>県知事 様</u>
	本 籍 地
現 住 所	現 住 所
氏名又は名称及	通信連絡場所
び代表者氏名	氏名または名称
電話番号	および代表者氏名
次のとおり転飼したいので、佐賀県蜜蜂転飼条例第3条第1項の規定に より申請します。	下記のとおり転飼したいので許可願いたく佐賀県みつばち転飼条例第3 条第1項の規定により申請します。
転飼しよう 左の土地所有 検査機 をおおり をおります 飼養管理者	<u>記</u>
とする場所 者住所氏名 野田知園 住所氏名 月 日から	転飼しよう 左の土地所有 ほう 転飼期間 飼養管理者 とする場所 者住所氏名 群数 転飼期間 住所氏名
<u>月 日まで</u> <u>月 日から</u> 月 日まで	月 日から 月 日まで
備考 転飼しようとする場所は、字及び地番まで記入すること。	月 日から 月 日まで
	注意 転飼しようとする場所は字、番地まで記入すること。

改正後	改 正 前	
別記様式第2号(第3条関係)	別記様式第二号	
佐賀県指令 第 号 蜜蜂転飼許可証	<u>年第号</u> みつばち転飼許可証	
住所	住所	用 紙 は、
氏名 <u>又は</u> 名称 <u>及び</u> 代 表 者 氏 名	氏名 <u>または</u> 名称 <u>お</u> よ <u>び</u> 代表者氏名	は 横 縦 27.7 18.2
蜂 群 数	ほう 群 数	センナチ
転 飼 の 場 所	転飼の場所	メ メ
転飼の期間	転飼の期間	ルールー
その他の条件	その他の条件	
年 月 日 佐賀県知事 <u>印</u>	年 月 日 県 知 事 ^①	



改 正 後	改正前
別記様式第4号(第8条関係)	Di l
第 号	別 記 様 式 第 みつばち転飼検査員証 四 号
蜜蜂転飼検査員証	
職 氏 名	職 氏 名
生年月日	生年月日
上記の者は、佐賀県蜜蜂転飼条 例第7条に規定する検査員である ことを証明する。	上記の者は、佐賀県みつばち転飼条例第7 条の規定による検査員であることを証明する。
年 月 日	<u>年 月 日</u>
佐賀県知事	佐賀県印
備考 用紙の大きさは、縦10.5センチメートル、横8センチメートルとす	
<u>3.</u>	